非上場株式の一層の活用のための「店頭有価証券に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

令和２年 11 月 17 日
日 本 証 券 業 協 会

Ⅰ．改正の趣旨

昨今、コーポレートベンチャーキャピタルや海外の政府系ファンド等による非上場企業への投資ニーズやスタートアップ企業をはじめとした非上場企業の資金調達ニーズが高まっており、協会員がこうしたニーズに応えることによって、仲介者としての役割を果たすことが期待されているところである。

新規・成長企業等へのリスクマネーの供給促進については、近年の政府の成長戦略等において掲げられているところであり、このような非上場企業に対する投資及び資金調達環境の変化も踏まえ、今般、「非上場株式の取引等に関するワーキング・グループ」（以下「本ＷＧ」という。）における検討を経て、自ら企業価値評価等が可能な特定投資家への店頭有価証券の投資勧誘規制を整備するための「店頭有価証券に関する規則」の一部改正を行うこととする。

また、昨年７月、株主コミュニティ制度の利活用に向けた「株主コミュニティに関する規則」の一部改正を行ったところであるが、同制度の更なる利活用に向け、同制度を利用した資金調達及び上場廃止銘柄の取扱いを円滑に行いやすくするため、本ＷＧにおける検討を踏まえ「株主コミュニティに関する規則」の一部改正を行うこととする。

Ⅱ．改正の骨子

１．「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について

(1)　企業価値評価等が可能な特定投資家に対して店頭有価証券の投資勧誘を行うことができることとし、そのために必要な規定を整備する。

（第４条の２）

(2)　適格機関投資家に対する店頭有価証券の投資勧誘について、本協会への事後報告を義務付ける。（第４条第４項）

(3)　店頭取扱有価証券の投資勧誘について、本協会への事前の届出を事後報告に変更する。（第６条第１項及び第４項）

(4)　その他所要の整備を図る。

２.「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

(1)　株主コミュニティへの参加に関する勧誘が可能となる者（参加勧誘対象者）を拡充する。（第９条第２項）

(2)　株主コミュニティ銘柄に関する公表可能情報を拡充する一方で、私募等の取扱い等を行う旨の公表は不要とする。（第 12 条）

(3)　株主コミュニティ銘柄の私募等の取扱い等に関する勧誘資料の明確化を図るとともに、私募等の取扱い等を行う場合の必要事項を定める。

（第 13 条第２号へ及びト、第 16 条の２第１項から第３項）

(4)　参加勧誘対象者に対する少人数私募を行う場合については、株主コミュニティに参加することを取得の条件として、株主コミュニティ参加者以外への投資勧誘を可能とする。（第 16 条の３）

(5)　上場廃止銘柄の取次ぎ等に係る投資勧誘の特例を新設し、そのために必要な規定を整備する。（第 32 条から第 34 条）

(6)　その他所要の整備を図る。

Ⅲ．施行の時期

この改正は、令和２年 12 月１日から施行する。

以　　上

○ 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部　（03-6665-6770）

「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について

令 和 2 年 11 月 17 日
（ 下 線 部 分 変 更 ）

新	旧
（店頭有価証券の投資勧誘の禁止） **第 3 条**　協会員は、次条から第４条の２まで、第６条、第８条、「株主コミュニティに関する規則」又は「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の規定による場合を除き、店頭有価証券については、顧客に対し、投資勧誘を行ってはならない。	**（店頭有価証券の投資勧誘の禁止）** **第 3 条**　協会員は、次条、第４条、第６条若しくは第８条、「株主コミュニティに関する規則」又は「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の規定による場合を除き、店頭有価証券については、顧客に対し、投資勧誘を行ってはならない。
（経営権の移転等を目的とした店頭有価証券の取引に係る投資勧誘） **第 3 条の２**（　現行どおり　） **２～８**　（　現行どおり　） （　削　　る　）	**（経営権の移転等を目的とした店頭有価証券の取引に係る投資勧誘）** **第 3 条の２**（　省　　略　） **２～８**　（　省　　略　） **９**　第１項に基づく投資勧誘を行う場合には、第４条及び第６条の規定は適用しない。
（店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘） **第 4 条**　協会員は、店頭有価証券に譲渡制限を付すことを取得の条件として、当該店頭有価証券に係る投資勧誘を適格機関投資家（金商法第２条第３項第１号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）に対して行うことができる。 **２・３**　（　現行どおり　） **４**　協会員は、第１項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として同項に基	**（店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘）** **第 4 条**　協会員が適格機関投資家（金商法第２条第３項第１号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）に対して投資勧誘を行うことができる店頭有価証券は、取得した店頭有価証券に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うものでなければならない。 **２・３**　（　省　　略　） （　新　　設　）

新	旧
づく投資勧誘を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った会員が当該特別会員について併せて報告を行うことで足りる。	
（企業価値評価等が可能な特定投資家に対する店頭有価証券の投資勧誘） **第 4 条の２**　協会員は、次の各号に掲げる取引を行う場合、特定投資家（金商法第２条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の２第５項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の３第４項の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、自らの責任において企業価値評価等を行う能力を有することを当該協会員が認めた者に対して、店頭有価証券に係る投資勧誘を行うことができる。 １　金商法第２条第３項第２号ハに規定する取得勧誘に係る取引 ２　金商法第２条第４項第２号ハに規定する売付け勧誘等に係る取引 ３　金商法施行令第１条の７の３に規定する取引 ４　顧客による店頭有価証券の売付け **２**　協会員は、前項に基づく投資勧誘を行う場合には、顧客から次に掲げる事項について書面による表明及び確約を得なければならない。 １　顧客は自らの責任において当該店頭有価証券の発行会社に関する企業価値評価等を行い、当該企業価値評価等に基づいて投資を行う旨 ２　その他各協会員において必要と認	（　新　　設　）

新	旧
める事項 **３**　協会員は、第１項に基づく投資勧誘を行う場合には、当該店頭有価証券の発行会社について、次に掲げる情報を顧客に提供しなければならない。ただし、当該顧客との間で当該情報の提供が不要である旨を確認した場合は、この限りでない。 １　企業概要 ２　事業内容 ３　財務情報 ４　私募の取扱いを行う場合にあっては、将来の見通しに関する事項 **４**　協会員は、第１項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として同項に基づく投資勧誘を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った会員が当該特別会員について併せて報告を行うことで足りる。	
（店頭取扱有価証券の投資勧誘） **第　６　条**　協会員は、店頭取扱有価証券（第２条第４号ロ又はニに該当する店頭取扱有価証券を除く。以下同じ。）に譲渡制限を付すことを取得の条件として、当該店頭取扱有価証券の募集、売出し（金商法第 13 条第１項の規定により目論見書を作成しなければならないものに限る。以下この項において同じ。）、私募若しくは私売出し（金商法第２条第４項第２号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）（以下「募集等」という。）の取扱	**（店頭取扱有価証券の投資勧誘）** **第　６　条**　協会員が募集、売出し（金商法第 13 条第１項の規定により目論見書を作成しなければならないものに限る。以下この項において同じ。）、私募若しくは私売出し（金商法第２条第４項第２号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）（以下「募集等」という。）の取扱い又は売出し若しくは私売出し（以下「募集等の取扱い等」という。）に際して適格機関投資家以外の顧客に対して投資勧誘を行うことができる店頭取扱有価証券（第２条第

新	旧
い又は売出し若しくは私売出し（以下「募集等の取扱い等」という。）に係る投資勧誘を行うことができる。	４号ロ又はニに該当する店頭取扱有価証券を除く。以下同じ。）は、当該募集等で取得した店頭取扱有価証券に譲渡制限を付すことを条件として投資勧誘を行うものであり、当該協会員から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認めたものでなければならない。
２・３　（　現行どおり　）	**２・３**　（　省　略　）
４　協会員は、第１項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として同項に基づく投資勧誘を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った会員が当該特別会員について併せて報告を行うことで足りる。	**４**　第１項の届出は、当該募集等の取扱い等を開始する日の５営業日前までに、所定の様式により、本協会に対し行わなければならない。なお、金融商品仲介業務として募集等の取扱い等を行う場合の特別会員による届出は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行う会員が当該特別会員について併せて届出を行うことで足りる。
（上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘）	**（上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘）**
第８条　協会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘（売出しに該当するもののうち、金商法第 13 条及び第 15 条第２項の規定により目論見書の作成及び交付をしなければならない場合を除く。以下この条において同じ。）を行うことができる。当該投資勧誘を行おうとする場合には、第５条第２号イからホまでに掲げる事項を記載した説明書（以下「証券情報等説明書」という。）を作成し、当該店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする顧客（特定投資家を除く。以下この条において同じ。）に対し、交付するとともに、その内容について十分説明しなければならない。	**第８条**　協会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘（売出しに該当するもののうち、金商法第 13 条及び第 15 条第２項の規定により目論見書の作成及び交付をしなければならない場合を除く。以下この条において同じ。）を行おうとする場合には、第５条第２号イからホまでに掲げる事項を記載した説明書（以下「証券情報等説明書」という。）を作成し、当該店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする顧客（特定投資家及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下この条において同じ。）に対し、交付するとともに、その内容について十分説明しなければならない。

新	旧
２～４　　（　現行どおり　）	２～４　　（　省　　略　）
（会員間の売買の制限） 第 15 条　会員は、第３条の２、第４条、第４条の２、第６条及び第８条の規定により投資勧誘を行うものを除き、店頭有価証券については、会員間の流通を目的とする店頭取引を行ってはならない。	（会員間の売買の制限） 第 15 条　会員は、第３条の２、第４条、第６条及び第８条の規定により投資勧誘を行うものを除き、店頭有価証券については、会員間の流通を目的とする店頭取引を行ってはならない。
（電磁的方法による交付等） 第 18 条　　（　現行どおり　） ２　　（　現行どおり　） ３　協会員は、第４条の２第２項に規定する書面による表明及び確約を得ることに代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により表明及び確約を得ることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面による表明及び確約を得たものとみなす。	（電磁的方法による交付等） 第 18 条　　（　省　　略　） ２　　（　省　　略　） 　　（　新　　設　）
（金融商品仲介業者に対する指導及び監督） 第 19 条　会員は、委託先の金融商品仲介業者に対し、第３条、第３条の２第１項から第６項及び第８項、第４条第１項及び第２項、第４条の２第１項から第３項、第６条第１項及び第２項、第７条第１項から第３項及び第５項、第６項並びに第８条第１項及び第４項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。	（金融商品仲介業者に対する指導及び監督） 第 19 条　会員は、委託先の金融商品仲介業者に対し、第３条、第３条の２第１項から第６項及び第８項、第４条第１項及び第２項、第６条第１項及び第２項、第７条第１項から第３項及び第５項、第６項並びに第８条第１項及び第４項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。
付　　則	

新	旧
この改正は、令和２年 12 月１日から施行する。	

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

令 和 2 年 11 月 17 日
（ 下 線 部 分 変 更 ）

新	旧
（株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止）	**（株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止）**
第 9 条　（ 現行どおり ）	**第 9 条**　（ 省　略 ）
2　運営会員は、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行ってはならない。ただし、当該勧誘の相手方が次のいずれかに該当する者であることを確認できた場合は、この限りでない。	**2**　運営会員は、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行ってはならない。ただし、当該勧誘の相手方が当該株主コミュニティ銘柄の保有者又は当該株主コミュニティ銘柄の発行者の役員若しくは従業員であることを確認できた場合は、この限りでない。
１　当該株主コミュニティ銘柄の保有者	（ 新　設 ） 【９条２項本文から移動】
２　当該株主コミュニティ銘柄の発行者の役員又は従業員	（ 新　設 ） 【９条２項本文から移動】
３　前２号に掲げる者であった者	（ 新　設 ）
４　第２号に掲げる者の配偶者又は二親等内の親族	（ 新　設 ）
５　当該株主コミュニティ銘柄の発行者の被支配会社等（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第６条第３項に規定する被支配会社等をいう。）又は関係会社（定義府令第７条第２項に規定する関係会社をいう。）の役員又は従業員	（ 新　設 ）
3　運営会員は、株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対し、次の各号に掲げる情報を提供しなければならない。	**3**　運営会員は、株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対し、次の各号に掲げる情報を提供しなければならない。
１　（ 現行どおり ）	１　（ 省　略 ）
２　第 14 条及び第 16 条の２第３項の規定に基づく株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報の提供を受け	２　第 14 条の規定に基づく株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報の提供を受ける方法又は当該情報を閲

新	旧
る方法又は当該情報を閲覧する方法に関する情報	覧する方法に関する情報
（株主コミュニティ銘柄に関する情報提供）	**（株主コミュニティ銘柄に関する情報提供）**
第 12 条　運営会員は、次の各号に掲げる株主コミュニティ銘柄に関する情報について、公表しなければならない。 １　自社が運営会員となっている株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の銘柄名 ２・３　（　現行どおり　） ４　当該株主コミュニティ銘柄に関する募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行っている場合は、その旨及び申込期間	**第 12 条**　運営会員は、次の各号に掲げる株主コミュニティ銘柄に関する情報について、公表しなければならない。 １　当該運営会員が取り扱う株主コミュニティ銘柄の銘柄名 ２・３　（　省　略　） ４　当該株主コミュニティ銘柄に関する募集等の取扱い等を行っている場合は、その旨及び申込期間
２　運営会員は、次の各号に掲げる株主コミュニティ銘柄に関する情報について、公表することができる。運営会員は、これらの情報について公表を行う場合は、当該情報を確認した日及び確認元について、併せて公表しなければならない。 １　発行者の業種 ２　発行者の本店所在地 ３　発行者の事業概要 ４　発行者の金商法第 24 条第１項に規定する有価証券報告書の提出義務の有無	（　新　設　）
３　運営会員は、次の各号に掲げる場合を除き、株主コミュニティ銘柄に関する情報を当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の者に対して提供してはならない。 １　第１項各号及び第２項各号に掲げる情報を提供する場合 ２・３　（　現行どおり　）	**２**　運営会員は、次の各号に掲げる場合を除き、株主コミュニティ銘柄に関する情報を当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の者に対して提供してはならない。 １　前項各号に掲げる情報を提供する場合 ２・３　（　省　略　）

新	旧
（情報の取得） **第 13 条**　運営会員は、次の各号に定めるところにより、自社が運営会員となっている株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報を取得しなければならない。 １　（　現行どおり　） ２　運営会員は、前号以外の発行者に関する情報にあっては、次のイからチまでに掲げる情報を、当該イからチまでに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。 イ～ホ　（　現行どおり　） へ　募集の取扱いを行う場合にあっては、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該募集に係る情報 当該募集に係る募集事項の決定が行われたときから遅滞なく ト　売出しの取扱い又は売出しを行う場合にあっては、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該売出しに係る情報 当該売出しの取扱い又は売出しを開始するときまで チ　（　現行どおり　）	**（情報の取得）** **第 13 条**　運営会員は、次の各号に定めるところにより、発行者に関する情報を取得しなければならない。 １　（　省　略　） ２　運営会員は、前号以外の発行者に関する情報にあっては、次のイからチまでに掲げる情報を、当該イからチまでに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。 イ～ホ　（　省　略　） へ　募集又は私募の取扱いを行う場合にあっては、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該募集又は私募に係る情報 当該募集又は私募に係る募集事項の決定が行われたときから遅滞なく ト　売出し若しくは私売出しの取扱い又は売出し若しくは私売出しを行う場合にあっては、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該売出し又は私売出しに係る情報 当該売出し若しくは私売出しの取扱い又は売出し若しくは私売出しを開始するときまで チ　（　省　略　）

新	旧
（株主コミュニティ銘柄の私募等の取扱い等） **第 16 条の２**　運営会員は、株主コミュニティ銘柄の私募若しくは私売出しの取扱い又は私売出し（以下「私募等の取扱い等」という。）を行う場合には、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該私募又は私売出しに係る情報を取得し、投資勧誘の相手方となる参加者に提供しなければならない。 **２**　運営会員は、株主コミュニティ銘柄の私募等の取扱い等を行っているときに、当該私募等の取扱い等に係る投資勧誘の対象でない参加者から、当該株主コミュニティ銘柄の店頭取引に関する注文を受ける場合には、当該参加者に対し、当該株主コミュニティ銘柄に係る私募等の取扱い等が他の投資者向けに行われている旨を説明しなければならない。 **３**　運営会員は、株主コミュニティ銘柄の私募等の取扱い等を行った場合には、終了後遅滞なく、当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者に、当該私募等の取扱い等が行われた旨の情報を提供し、又は当該参加者が当該情報を閲覧することができる状態に置かなければならない。	（　新　　設　）
（株主コミュニティの参加者以外の者に対する投資勧誘の特例） **第 16 条の３**　第 16 条の規定にかかわらず、運営会員は、株主コミュニティの参加者以外の者（第９条第２項各号に掲げる者に限る。）に対して、当該株主コミ	（　新　　設　）

新	旧
ュニティに参加することを当該株主コミュニティ銘柄の取得の条件とした場合に限り、当該株主コミュニティ銘柄の少人数私募（金商法第２条第３項第２号ハに規定する取得勧誘をいう。）の取扱いを行うことができる。この場合、投資勧誘の相手方となる顧客は、株主コミュニティへの参加前であっても参加者とみなして、第 10 条、第 12 条第３項、第 14 条、第 15 条、第 16 条の２第１項及び第 31 条の規定を適用する。	
（社内規則及び取扱要領） **第 25 条**　運営会員は、次に掲げる事項を社内規則において規定するとともに、社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならない。 １～５　（　現行どおり　） ６　参加者への第 14 条及び第 16 条の２に基づく情報提供に関する事項 ７～10　（　現行どおり　） **２～４**　（　現行どおり　）	**（社内規則及び取扱要領）** **第 25 条**　運営会員は、次に掲げる事項を社内規則において規定するとともに、社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならない。 １～５　（　省　略　） ６　参加者への第 14 条に基づく情報提供に関する事項 ７～10　（　省　略　） **２～４**　（　省　略　）
第　９　章　　上場廃止銘柄の特例	（　新　設　）
（上場廃止銘柄の取次ぎ等に係る特例） **第　32　条**　金融商品取引所により上場廃止とされた株券又は新株予約権付社債券に係る株主コミュニティを組成している運営会員以外の会員は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄について、顧客による売付けに係る投資勧誘を行うことができる。 １　当該株主コミュニティ銘柄に係る一の運営会員から、当該株主コミュニ	（　新　設　）

新	旧
ティ銘柄を取り扱うことについて承諾を得ること。 ２　当該売付けに係る投資勧誘は、前号の承諾を行った運営会員に対して売買又は売買の媒介、取次ぎ若しくは代理（以下この章において「取次ぎ等」という。）を行うことを条件とするものであること。 **２**　本協会は、前項の規定により取次ぎ等を行った会員（以下この章において「取次ぎ等会員」という。）に対し、株主コミュニティ銘柄の取扱状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。 **３**　取次ぎ等会員は、前項に規定する照会、事情聴取又は資料の徴求に応じなければならない。 **（取次ぎ等会員に係る情報の提供等）** **第 33 条**　運営会員は、前条第１項第１号の承諾を行った場合、取次ぎ等会員に対して、次に掲げる情報を提供しなければならない。 １　運営会員が、当該株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う参加者（特定投資家を除く。）に対し、第 15 条第１項及び金商法第 37 条の３第１項の規定により交付する契約締結前交付書面に記載している内容（当該書面の記載内容を変更した場合はその内容） ２　運営会員が、第 10 条に規定する株主コミュニティ銘柄の店頭取引に関する確認書に記載している内容（当該確認書の記載内容を変更した場合はその内容） ３　その他、取次ぎ等会員を通じて投資	（　新　　設　）

新	旧
者に提供すべき情報として運営会員が必要と認める情報 ２　運営会員は、第９条第３項第１号、第12条第１項各号、同条第２項各号、同条第３項第３号イからハまで、第13条及び第16条の２第３項に掲げる情報について、取次ぎ等会員に提供することができる。 ３　取次ぎ等会員は、当該株主コミュニティ銘柄の売付けを行う顧客に対し、第１号に掲げる書面を交付し、かつ、第２号に掲げる情報を提供したうえで、これらの書面及び情報について十分説明しなければならない（取次ぎ等会員による第１号に掲げる書面の交付及び説明については、第15条及び第31条の規定を準用する。この場合、第15条第１項本文及び第31条に掲げる「運営会員」は「取次ぎ等会員」、第15条第１項本文に掲げる「参加者」は「顧客」と読み替えるものとする。）。 １　第１項第１号の規定により運営会員から取得した情報を含む契約締結前交付書面 ２　第１項第３号の規定により運営会員から提供された情報 ４　取次ぎ等会員は、第２項の規定により取得した情報を顧客からの求めに応じて提供する場合及び前項の規定により顧客に情報を提供する場合を除き、株主コミュニティ銘柄に関する情報を顧客に提供してはならない。 ５　運営会員が第１項及び第２項の規定に基づき情報提供を行う場合は、第12条第３項の規定は適用しない。	

新	旧
（取次ぎ等会員による店頭取引） **第 34 条**　取次ぎ等会員は、第 32 条第１項に基づく投資勧誘を行った結果、当該株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う場合には、同項第１号の承諾を行った運営会員に対する取次ぎ等を前提とした店頭取引を行うものとする。 **２**　取次ぎ等会員が当該株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う場合には、第 10 条、第 18 条及び第 29 条の規定を準用する。この場合、「運営会員」は「取次ぎ等会員」、「当該運営会員が運営する株主コミュニティへ初めて参加する投資者」は「当該取次ぎ等会員との間で初めて株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う投資者」と読み替えるものとする。 **３**　第 32 条第１項に基づく投資勧誘の結果として行われる株主コミュニティ銘柄の店頭取引については、第 17 条の規定は適用しない。 **付　　則** この改正は、令和２年 12 月１日から施行する。	（　新　　設　）

日本証券業協会
JSDA Japan Securities Dealers Association

「店頭有価証券規則」及び「株主コミュニティ規則」の一部改正について

ー非上場株式の一層の活用ー

2020年11月17日

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

１． 検討経緯

〇政府の骨太方針2019（令和元年6月21日閣議決定）

「経済財政運営と改革の基本方針2019」（骨太方針2019）
• 地域に根ざした企業等における、株主コミュニティ制度などを利用した、株式による資金調達の円滑化を図る。

〇日本証券業協会 「当面の主要課題」（2019年7月策定）

金融資本市場の機能・競争力の強化

２．非上場株式の一層の活用

リスクマネーの供給の円滑化の観点から、株主コミュニティ制度を含む非上場株式を利用した資金調達の在り方等について、地方活性化の観点も踏まえつつ、検討を行う。

株式投資型クラウドファンディング制度及び株主コミュニティ制度の適切な利用に向けて、モニタリングや周知活動を行う。

昨年（2019年）7月以降、協会事務局よる幅広い関係者へのヒアリングを経て、
本年1月より、「非上場株式の取引等に関するワーキング・グループ」において
「非上場株式の一層の活用」のための施策について検討

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

２．非上場株式の一層の活用【改正の概要】①

新規・成長企業へのリスクマネー供給の場面

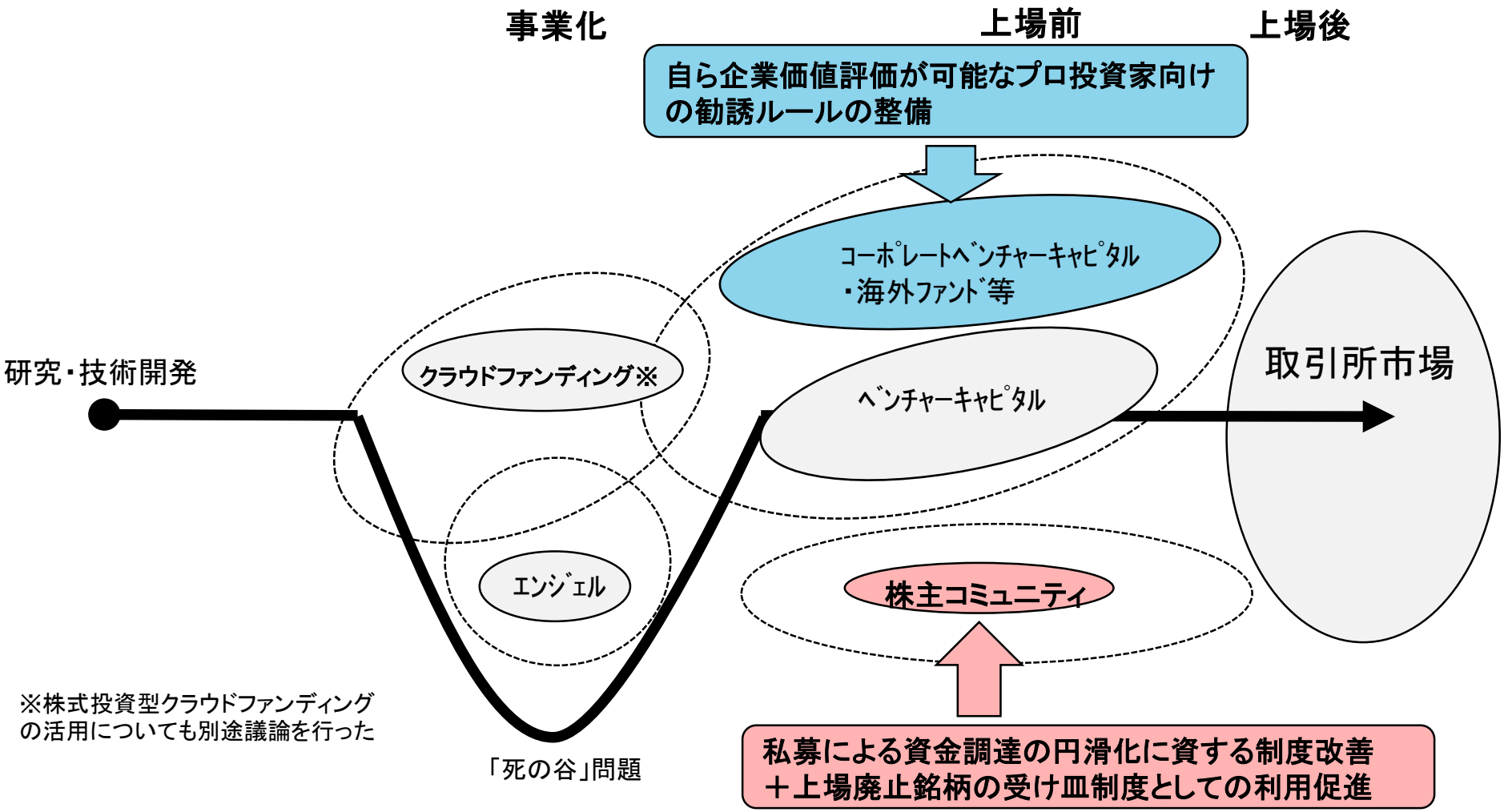

（出典）第4回産業競争力会議・麻生金融担当大臣提出資料（平成25年3月15日）を参考に一部加筆

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

２．非上場株式の一層の活用【改正の概要】②

店頭有価証券規則の改正

自ら企業価値評価等が可能なプロ投資家向けの勧誘ルールの整備

〇近年、ｺｰﾎﾟﾚｰﾄﾍﾞﾝﾁｬｰｷｬﾋﾟﾀﾙや海外ﾌｧﾝﾄﾞ等からの非上場株式への投資ニーズが高まっている
〇非上場会社や上記の投資家から、証券会社を通じた取引に関するニーズも多く寄せられている
〇上記の投資家は、自ら投資先非上場企業の企業価値評価等が可能であることから、一般投資家に対する勧誘ルールよりはむしろプロ向けの勧誘ルールに準拠しつつ、投資者保護のバランスを勘案したうえで、新ルールを整備する

株主コミュニティ規則の改正

私募による資金調達の円滑化に資する制度改善
＋上場廃止銘柄の受け皿制度としての利用促進

〇株主コミュニティ制度はセカンダリー（売買）が中心で、プライマリー（募集・私募※）の実績がほとんどない
※2020年５月に少人数私募の活用事例が１件あり
〇私募の取扱いを行う際の規則上の制約を見直すことで、利用企業の私募による資金調達の円滑化に貢献
〇上場廃止銘柄の取扱いに関する特例措置を講じることで、さらなる利用促進につなげる

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

店頭有価証券規則の改正
【プロ投資家向けの勧誘ルールの整備】

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

1．非上場株式投資における最近の状況（ニーズ）

JSDA

（非上場企業）

・テック系のスタートアップ企業
（バイオテック・ヘルステック）
・スケールアップを目指す企業

- システム開発のために設立当初から多額の費用が必要
- 海外のようにユニコーン企業となって成功するためには、コンスタントかつスピーディに多額の資金提供が必要
  → 外部監査等なしで１億円以上の資金調達（＝私募）がしたいので、プロ投資家等を紹介してほしい
  → 海外ファンドに資金提供をしてほしいが、日本語の話せる証券会社に関与してほしい

（投資者）

・適格機関投資家

・適格機関投資家に該当しない大規模投資家 ※
—適格機関投資家の届出に係る代理人が国内にいない海外のプロ投資家
（ソブリンウェルス・ヘッジファンド等）
—国内CVC・VC
—海外富裕層・エンジェル投資家　等

- 世界的に非上場株式投資への興味が急上昇
  背景1：上場株式は競争が激しく＋αの利益が取りにくい
  背景2：ユニコーン銘柄のIPO成功事例が増加
  → 証券会社に対し、発行者の紹介にとどまらず、取引の最後まで関与してほしい
  → 複数の投資家が投資する案件で、書類や発行者と投資家間の条件交渉の取りまとめなどを証券会社にしてほしい

※適格機関投資家の届出を行わない理由として考えられるもの
・届出には日本に事務所等を持つ代理人が必要であり、コストがかかる
・名前を公表されることで問合せが増えることを望まない
・届出に必要なコストに対してメリットが少なく、上記のようなデメリットもある

（証券会社）

・上記のような発行者と投資者双方の顧客を持つ証券会社

- 上記のような顧客ニーズに応えたい
- 日本では非上場株式投資の文化が未成熟であり、ユニコーン企業が育たない原因になっているほか、周辺他国の企業の魅力が向上していることで、相対的に日本企業への投資に対する魅力が低下している。このような問題点や危機感を解消するために、証券会社として関与したい

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

２．新ルールの概要

JSDA

➢自らDD（企業価値評価等）が可能なプロ投資家を対象とした勧誘ルールを整備する（店頭有価証券規則4条の2）

	店頭規則4条 （プロ私募）	店頭規則4条の2 （新ルール）※1	店頭規則6条 （店頭取扱有価証券）
利用場面	プライマリー、セカンダリー	プライマリー、セカンダリー	プライマリー
勧誘対象者	適格機関投資家	自ら企業価値評価等が可能な特定投資家 （個人を除く）	制限なし（一般投資家等）
確認書／同意取得	任意	必須 （自らの責任でDDを行う旨などの表明・確約書）	必須 （確認書）
外部監査	任意	任意	必須
証券会社の審査	発行者に対する反社確認や事業の実在性等のチェック等	発行者に対する反社確認や事業の実在性等のチェック等	発行者に対する反社確認や事業の実在性等のチェック等
証券会社からの情報提供	不要	発行者に関する情報　※2	有価証券報告書・届出書又は会社内容説明書等
譲渡制限・私募要件	適格機関投資家私募の要件	少人数私募の要件 （勧誘50名未満等）	2年間の譲渡制限
協会への報告	なし ⇒事後報告（翌月）を求める	事後報告（翌月）	事前届出 ⇒事後報告（翌月）に変更

※1　対象有価証券：店頭有価証券（株券・新株予約権証券・新株予約権付社債券）
※2　①企業概要、②事業概要、③財務情報、④私募の取扱いを行う場合は将来の見通しに関する事項（事業戦略・事業計画・資金使途等）

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

３．新ルールの対象投資家の範囲

JSDA

➢ 以下のプロ投資家（特定投資家）のうち、自らDD(企業価値評価等)が可能な者

① 適格機関投資家
② 国
③ 日本銀行
④ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
⑤ 投資者保護基金
⑥ 預金保険機構
⑦ 農水産業協同組合貯金保険機構
⑧ 保険業法第二百五十九条に規定する保険契約者保護機構
⑨ 特定目的会社
⑩ 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社
⑪ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が五億円以上であると見込まれる株式会社
⑫ 金融商品取引業者又は法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者である法人
⑬ 外国法人
⑭ 上記以外の法人（申出により特定投資家になった法人のみ）

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

４．新ルールの要件

対象となる勧誘・取引

- 金商法上の開示規制の対象外である以下の勧誘・取引を対象とする
  ①少人数私募、②少人数私売出し、③売買

投資家からの表明・確約書（書面）の徴求

- 表明・確約書の内容：自らの責任において発行者に関する企業価値評価等を行い、取引を行う旨など
- 表明・確約書の徴求：書面によるものとする（電磁的方法でも可能）

発行者に関する情報の提供等

- 発行者に関する情報の提供を義務付ける（顧客が提供不要とした場合はこの限りでない）
  ①企業概要、②事業概要、③財務情報等
  ④私募の取扱いを行う場合は、将来の見通しに関する事項
  ※具体的な提供資料は個別案件の実情に応じて各社で判断
  具体例：①～③は会社法上の事業報告・計算書類、④は事業戦略・事業計画・資金使途等
- 発行者に対する反社確認や事業の実在性等のチェック等（Ｑ＆Ａ等で明確化）

事後報告

- 今後の非上場株式の取引制度の見直しの議論に資するため、新ルールの利用実態を把握する観点から、事後報告を求める。あわせて、現行４条も報告対象とする。（報告時期は取扱いを行った月の翌月）

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

５．新ルール制定の意義・期待される効果

JSDA

現行

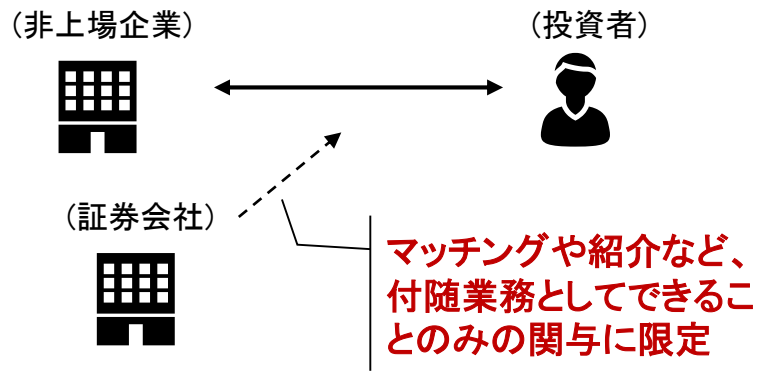

課題：
- 証券会社のノウハウやリソースを頼れず、発行者や投資者の負担が大きい。
- 証券会社のサービスが限定され、非上場株式投資や企業の成長促進の環境醸成に貢献しにくい。

改正後

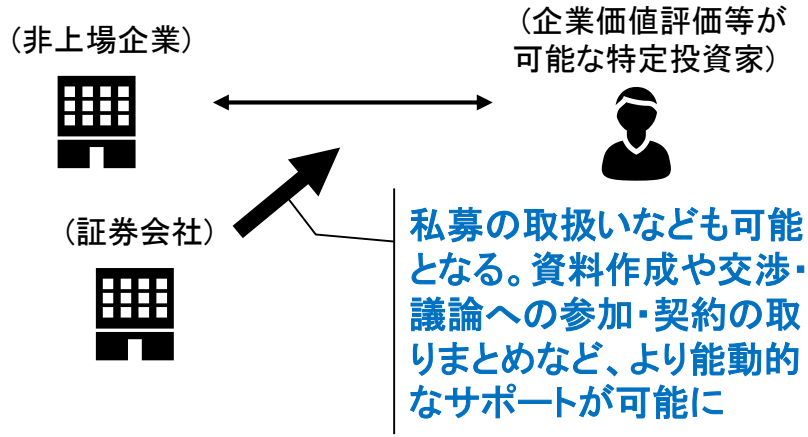

期待される効果：
- 証券会社が**調達フローを効率化**することで、**発行者は本業の成長に集中**することができる。
- **非上場株式投資や企業の成長を促進する環境の醸成**に寄与することが期待される。

社会的・政策的意義：
証券会社が非上場企業の資金調達についてより能動的なサポートができるようになれば、非上場株式投資や企業の成長を促進する環境の醸成に寄与することが期待され、ひいては、**ユニコーン企業の育成**や**日本経済の活性化**に資すると考えられる。

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

（参考）非上場株式の取引制度

	店頭規則3条の2（経営権移転等）	店頭規則４条（プロ私募等）	【新設】店頭規則4条の2（大規模投資家への勧誘）	店頭規則６条（店頭取扱有価証券）	株式投資型クラウドファンディング	株主コミュニティ
利用場面	セカンダリー（経営権移転等）	プライマリー セカンダリー	**プライマリー セカンダリー**	プライマリー	プライマリー	プライマリー セカンダリー
勧誘対象	経営者候補	適格機関投資家	**自ら企業価値評価等が可能な特定投資家（プロ成り個人除く）**	制限なし（一般投資家等）	一般投資家等（インターネット上）	発行者に身近な方（コミュニティ内）
確認書／同意取得	同意取得	—	**表明・確約書**	確認書	確認書	確認書
外部監査	任意	任意	**任意**	必須	任意	任意
証券会社の審査	反社確認・実在性チェック等	反社確認・実在性チェック等	**反社確認・実在性チェック等**	反社確認・実在性チェック等	審査	審査
開示・情報提供	取引前調査の機会提供等	—	**発行者に関する情報** ※1	有価証券報告書・届出書／会社内容説明書等	発行者・募集に関する情報等	会社法ベースの企業情報等
金額制限	—	—	**—**	—	発行者：１億円未満 投資者：50万円以下	—
譲渡制限・私募要件	—	適格機関投資家私募要件	**少人数私募要件**	２年間の譲渡制限	—	—
協会報告	事前・事後（遅滞なく）	なし⇒<u>事後（月次）</u>	**事後（月次）**	事前⇒<u>事後（月次）</u>	事後（月次）	事後（週次）

※1 ①企業概要、②事業概要、③財務情報、④私募の取扱いを行う場合は将来の見通しに関する事項（事業戦略・事業計画・資金使途等）。
※2 上に掲げる協会規則の要件以外にも、金商法その他法令等の規制に服する必要があることに留意。
※3 上場会社を対象とする店頭規則8条・上場廃止会社を対象とするフェニックス銘柄制度については、記載を省略。

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

株主コミュニティ規則の改正
【私募による資金調達の円滑化、上場廃止銘柄の受け皿】

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

1．株主コミュニティにおける資金調達ニーズ

（非上場企業）

- 地域の富裕層や地元の投資家から資金調達をしたい
- 株主が全国分散しない方法で資金調達をしたい
- 新規・成長企業のうち、クラウドファンディングやSTOなどのインターネット経由の資金調達ではなく、 対面営業による資金調達を希望
- 新規・成長企業のうち、外部資本の導入（VCやCVC等）を希望
- 資本業務提携を企図した第三者割当増資をしたい　　など

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

２．改正の概要（私募による資金調達の円滑化①）

株主コミュニティ制度における資金調達の円滑化を図る観点から、
私募等の取扱い等を行う際の規則上の制約を見直す

１．株主コミュニティの参加勧誘対象者の拡大

参加勧誘は、発行者の株主及び役職員に限定されており、資金調達に応じる投資者を募るうえでの制約となっているため、以下の会社関係者については、参加勧誘を認めることとする

現行	改正後
◆ 株主 ◆ 発行者の役職員	左記に加え、 ◆ 発行者の役職員の親族 ◆ 発行者のグループ企業の役職員 ◆ 元株主・元役職員

２．株主コミュニティ外の投資勧誘

◆ 株主コミュニティへの参加勧誘対象者（株主、発行者の役職員・親族、グループ企業の役職員など）については、参加前であっても、株主コミュニティの参加勧誘と少人数私募の投資勧誘を同時に行うことを可能とする

◆ 参加勧誘対象者は、株主コミュニティへの参加を条件として新株を取得するものとする

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

３．改正の概要（私募による資金調達の円滑化②）

３．公表情報の見直し

企業のプロフィールがわかるようにするために、発行者の業種や本店所在地などについて、公表可能とする

現行	改正後
◆ 銘柄名 ◆ 発行者のウェブサイトのURL等 ◆ 株主に対する特典 ◆ 募集等の取扱い等を行っている場合はその旨等	左記の情報に加え、以下の情報を公表可能とする ◆ 発行者の業種 ◆ 発行者の本店所在地 ◆ 有価証券報告書の提出義務の有無 ◆ 発行者の事業概要

４．少人数私募等に関する勧誘資料の明確化

- 運営会員は少人数私募等の取扱いを行う場合には、発行者から証券情報を取得し、投資勧誘の対象者に提供する
- 発行者から取得した証券情報は株主コミュニティの参加者全員への提供資料ではなく、投資勧誘の対象者のみに提供する資料と位置づける
- 私募等の対象外となる参加者には、①事前に勧誘対象者の選定プロセスを公表し、②私募等の実施中に売買注文を受けた場合は、「他の投資家を対象とした私募等の取扱い等が行われている旨」を伝達し、③私募等の実施後に私募等の取扱い等が行われた旨の情報を提供する

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

４．改正の概要（上場廃止銘柄の取次ぎ等に係る特例）

上場株式を取得した後に、当該銘柄が上場廃止となり、売却機会等を逸した自社の顧客へのアフターケアの観点から、当該上場廃止銘柄の株主であることが確認できる顧客については、自社が当該銘柄の株主コミュニティの運営会員となっていない場合でも、運営会員への売付けの取次ぎ・媒介等を認める

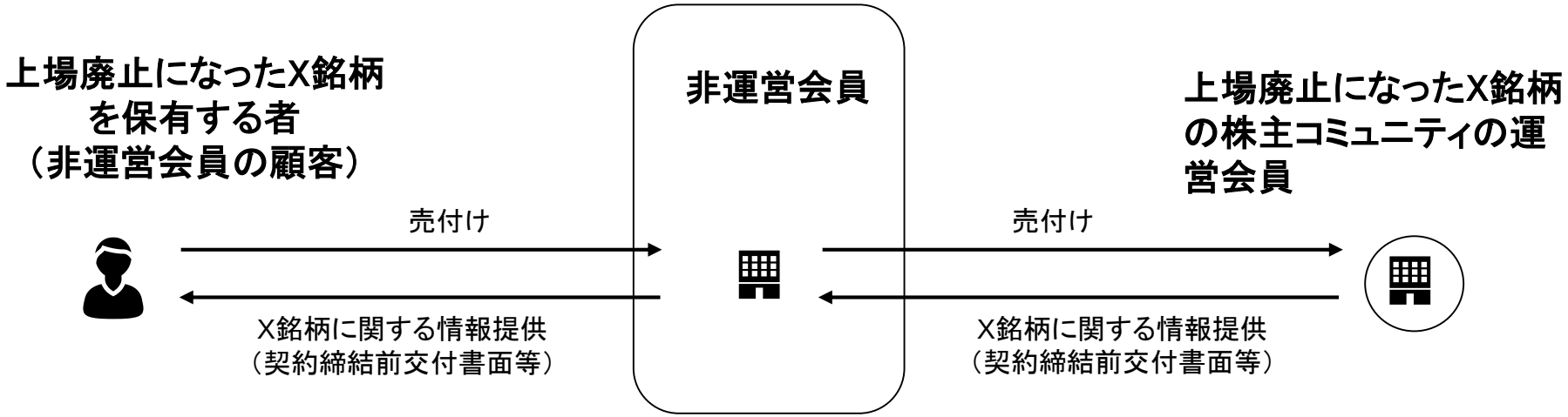

⇒運営会員にならずとも、取次ぎ・媒介等によりアフターケアが可能

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

参考資料

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

（参考1） 非上場株式取引制度の沿革

1945年　1949年　1963年　1997年　2003年　2005年　2008年　2015年　2018年　2019年　2020年

いわゆる集団売買

取引所が閉鎖されていた時期の取引所市場の代替的存在

店頭売買承認銘柄制度　⇒廃止　（東・大・名証に「市場二部」を創設）

店頭売買銘柄登録制度　⇒廃止　（ジャスダックは取引所に）

1976年：証取審の議論や大蔵省通達等を踏まえ、非上場株式の投資勧誘原則禁止へ
⇒1997年のグリーンシート銘柄制度の創設以後、投資者保護を前提に、
投資勧誘原則禁止の例外規定を順次創設

グリーンシート銘柄制度　⇒廃止

フェニックス銘柄制度　⇒廃止予定

グリーンシート・フェニックスの後継制度

株主コミュニティ制度

譲渡制限付き店頭取扱有価証券の勧誘（店頭規則6条）

店頭有価証券の適格機関投資家に対する勧誘（店頭規則4条）

上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の勧誘（店頭規則8条）

経営権移転取引勧誘（店頭規則3条の2）

株式投資型ｸﾗｳﾄﾞﾌｧﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ制度

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

（参考2） 非上場株式取引制度の沿革（年表）

年	沿革
1945年（昭和20年）～ 1949年（昭和24年）	いわゆる集団売買の時期 （証券取引所が閉鎖されていた時期の取引所市場の代替的市場的な役割）
1949年（昭和24年）5月～	戦後、証券取引所再開
1949年（昭和24年）6月	店頭売買承認銘柄制度の創設 （非上場株式を育成し、中小企業に資金調達の場を提供）
1961年（昭和36年）10月	東京、大阪、名古屋の各証券取引所に市場第二部が創設 （店頭売買承認銘柄の大部分が市場第二部に上場） 店頭売買承認銘柄制度を廃止
1963年（昭和38年）2月	店頭売買銘柄登録制度の創設（証券会社間の売買値段、売買高等を発表、発行会社にディスクロージャーが求められる）
1971年（昭和46年）	証券取引法改正（店頭登録会社に有価証券報告書の提出義務が課される）
1976年（昭和51年）	大蔵省証券局通達「株式店頭市場の整備に伴う証券会社の営業態度について」 本協会「店頭における株式の売買その他の取引に関する規則」施行（店頭売買銘柄の投資勧誘規制）
1983年（昭和58年）	証券取引審議会中間報告（店頭登録会社にタイムリーディスクロージャー制度の導入等） 大蔵省証券局通達「株式店頭市場の適正な運営について」 「店頭における株式の売買その他の取引に関する規則」改正
1997年（平成9年）7月	グリーンシート銘柄制度創設
2003年（平成15年）4月	譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘制度の創設、店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘制度の創設
2004年（平成16年）2月	株式店頭市場（ジャスダック市場）が証券取引所になる（店頭売買銘柄登録制度が事実上なくなる）
2006年（平成18年）4月	上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘制度の創設
2008年（平成20年）3月	グリーンシート銘柄のうち上場廃止銘柄についてフェニックス銘柄として独立
2015年（平成27年）5月	株式投資型クラウドファンディング制度、株主コミュニティ制度の創設
2018年（平成30年）4月	グリーンシート銘柄制度廃止
2019年（令和元年）8月	経営権の移転等を目的とした店頭有価証券の取引に係る投資勧誘制度の創設

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

（参考3）非上場株式の投資勧誘制度の概要

投資勧誘可能な制度	利用場面		概　　要	実　　績
	プライマリー	セカンダリー		
株主コミュニティ制度 （2015年5月～）	○	○	証券会社が組成する株主コミュニティの参加者に限り、投資勧誘を認める制度（運営会員６社）	取引銘柄数（直近）：21銘柄 累計売買金額：約25億円 私募の取扱い：１件、発行価格総額20億円 （2015年5月～2020年11月6日現在）
譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘（店頭規則6条）（2003年4月～）	○		有報提出会社又は会社内容説明書作成会社が発行する非上場株式等について、譲渡制限付きで投資勧誘を認める制度	累積取扱件数：24件 累積発行価額総額：約9,251億円 （2003年４月～2020年10月末）
店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘（店頭規則4条）（2003年4月～）	○	○	いわゆるプロ私募等	証券会社へのヒアリングによると年間数件程度
上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘（店頭規則8条）（2006年4月～）		○	上場会社が発行した非上場銘柄の売買	売買件数：32件 売買金額：約105億円 （直近１年間の状況：2019年10月～2020年9月末）
経営権の移転等を目的とした店頭有価証券の取引に係る投資勧誘（店頭規則3条の2）（2019年8月～）		○	買付候補者に対する取引前調査の機会提供を前提として、経営権の移転等を目的とした取引に限り、投資勧誘を認める制度	実績なし
株式投資型クラウドファンディング （2015年5月～）	○		インターネット上の１億円未満の募集（取扱業者：６社）	累積成立件数：135件 累積発行価格総額：約44億円 （2015年５月～2020年９月末現在）

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

（参考4）株主コミュニティ制度の概要（現行制度）

JSDA

主な特徴

株主コミュニティ

- 証券会社が運営する非上場株式の流通取引・資金調達制度
- 取引や投資勧誘は、株主コミュニティの参加者に限定
- 株主コミュニティの参加者は、株主・役員・従業員、地域住民など、企業の身近な人々を想定
- 非上場企業は適時開示の義務を負わず、少ない開示コストで、株式の取引の場の提供や資金調達が可能

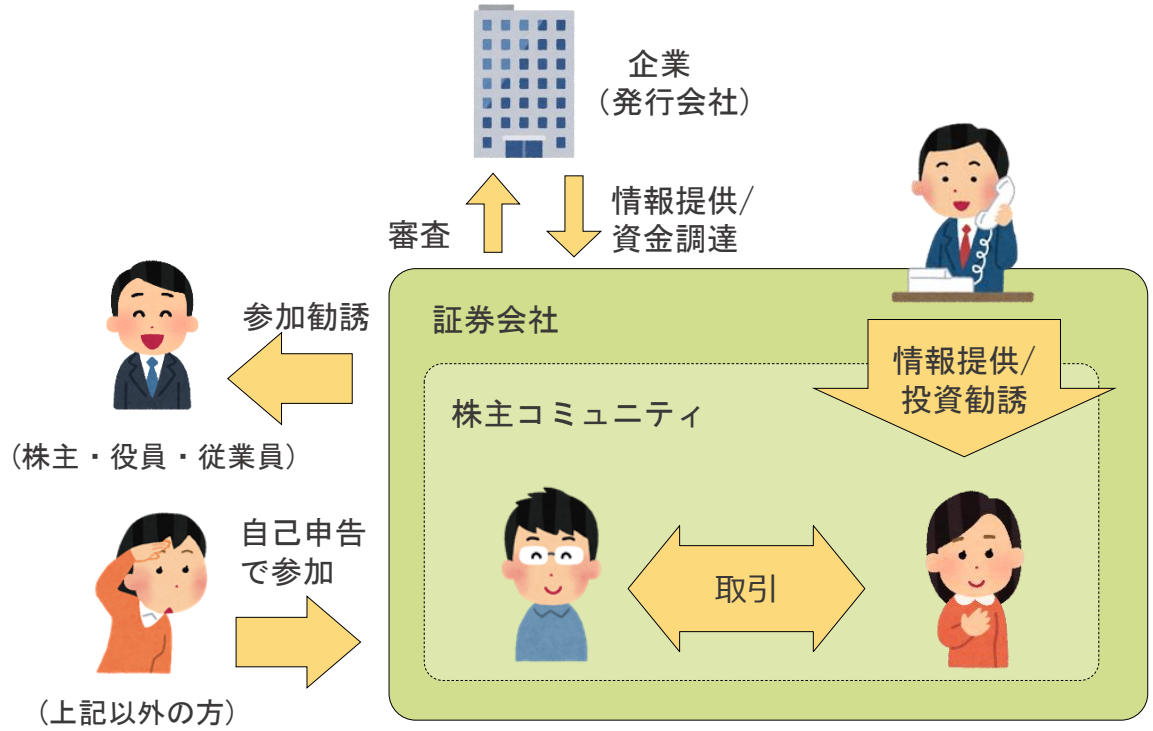

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

（参考5）株主コミュニティの取扱状況（売買）の推移

累計売買金額は約25億円、延べ参加者数は3,513人（2020年11月6日現在）

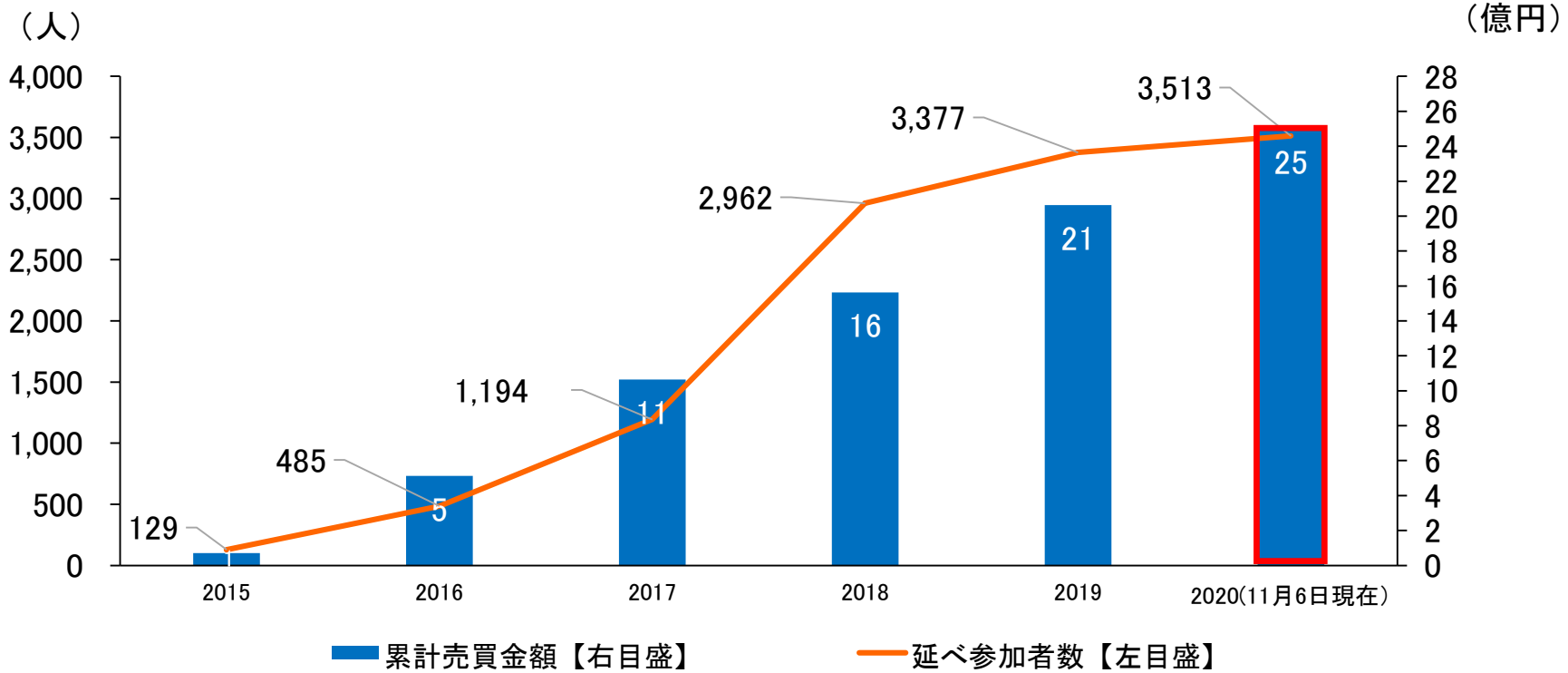

（参考）株主コミュニティ銘柄（発行会社）、運営会員

銘柄（発行会社）（20社、21銘柄）	北陸鉄道㈱、YKK㈱、富山地方鉄道㈱※、㈱武井工業所、㈱旅籠屋、北日本放送㈱、立山黒部貫光㈱、チッソ㈱、㈱廣貫堂、FTI JAPAN㈱、㈱アドメテック、三国商事㈱、太陽毛絲紡績㈱、日ノ丸自動車㈱、㈱大生産業、福井鉄道㈱、福邦銀行、北陸放送㈱、I&H㈱、フレッシュデザート㈱ （累積売買金額順） ※富山地方鉄道は普通株式と第二普通株式の２銘柄
解散銘柄（発行会社）（6銘柄）	阪神調剤ホールディングス㈱、深川製磁㈱、プラス・テク㈱、㈱金沢名鉄丸越百貨店、㈱ホクコン、㈱Kips、日商平野㈱（累積売買金額順）
運営会員（6社）	今村証券、島大証券、大山日ノ丸証券、 野村證券、みずほ証券、みらい證券　（五十音順）

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

（参考6）株主コミュニティ組成企業（業種別）

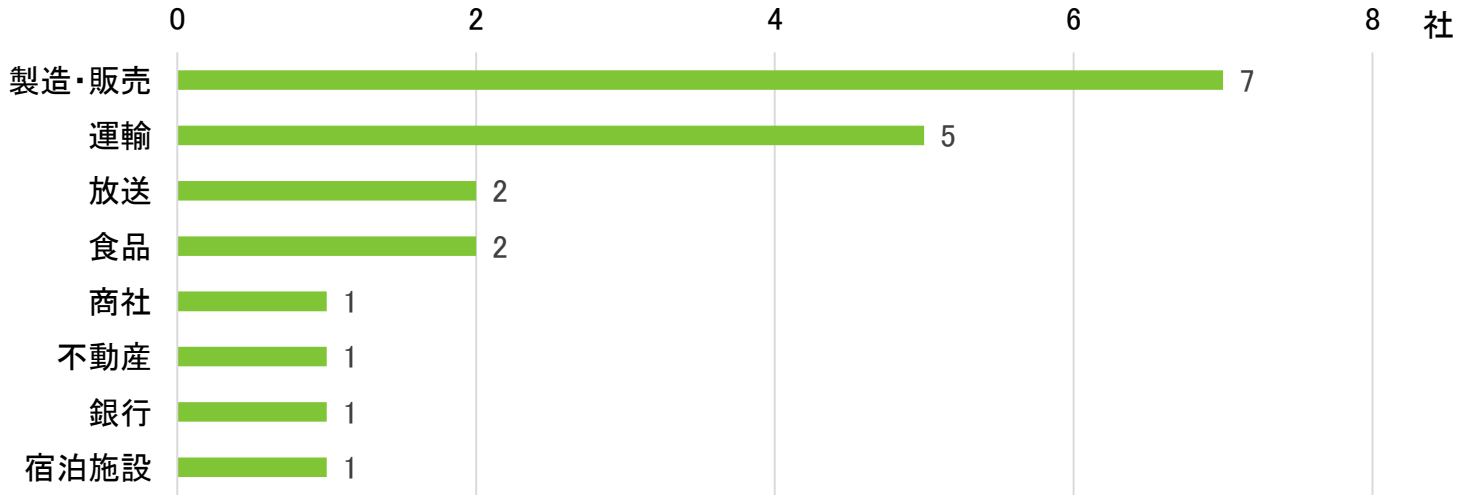

業種	会社名（業種（詳細））
製造・販売	YKK（ファスニング・建材）、武井工業所（コンクリート製品）、チッソ（化学製品）、廣貫堂（医薬品）、アドメテック（医療機器）、太陽毛絲紡績（繊維）、I&H（医薬品）
運　輸	北陸鉄道（バス・鉄道）、富山地方鉄道（鉄道）、立山黒部貫光（バス・ロープウェイ）、日ノ丸自動車（バス）、福井鉄道（鉄道・バス）
放　送	北日本放送、北陸放送
食　品	FTI JAPAN、フレッシュデザート
商　社	三国商事（金属製品）
不動産	大生産業
銀　行	福邦銀行
宿泊施設	旅籠屋

2020年11月6日時点（各企業の開示資料等を基に当協会作成）

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

（参考7）株主コミュニティ組成企業の所在地分布

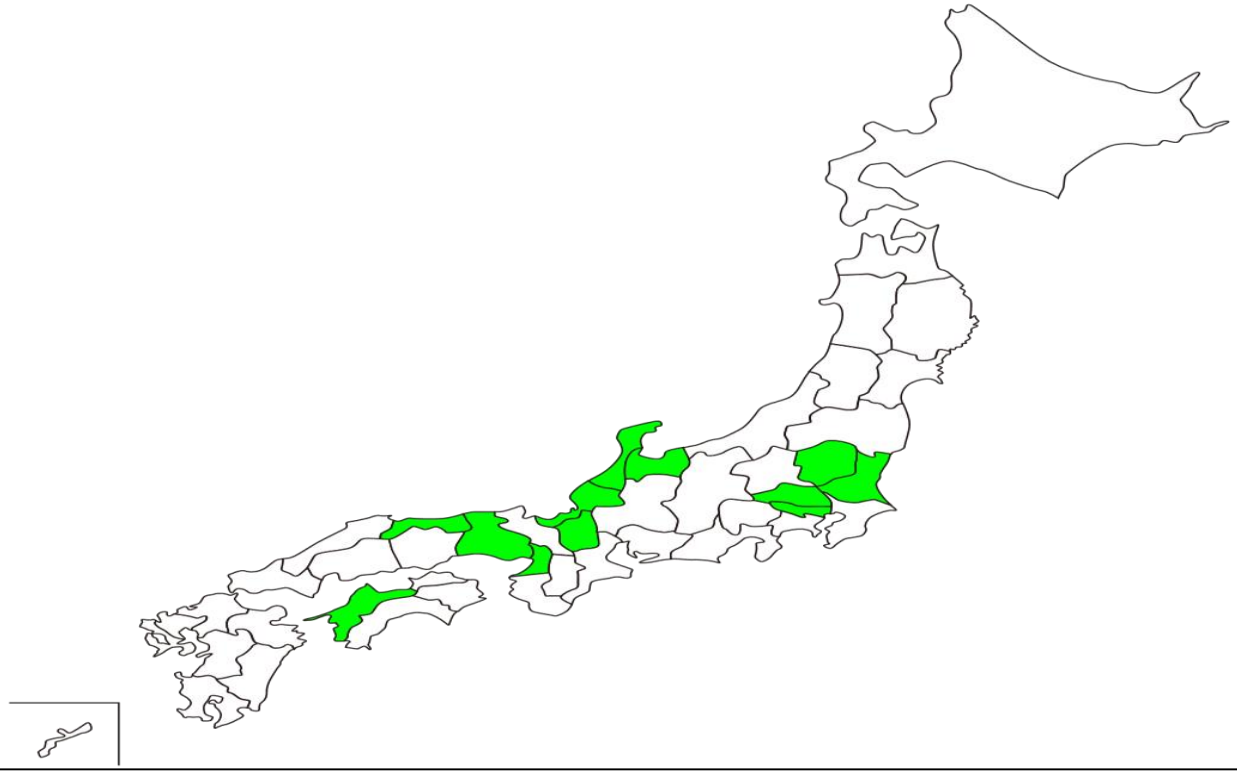

○　株主コミュニティ銘柄組成企業（2020年11月6日時点）：20社、21銘柄

【所在地別】

富山県：４（富山地方鉄道、北日本放送、立山黒部貫光、廣貫堂）、石川県：２（北陸鉄道、北陸放送）、
福井県：２（福井鉄道、福邦銀行）、東京都：４（YKK、旅籠屋、三国商事、FTI JAPAN）、茨城県：１（武井工業所）、
埼玉県：１（太陽毛絲紡績）、栃木県：１（フレッシュデザート）大阪府：１　（チッソ）、滋賀県：１（大生産業）、
兵庫県：１（I&H）、鳥取県：１（日ノ丸自動車）、愛媛県：１（アドメテック）

→　地域に根差した企業が株主コミュニティを組成し、地域の方々や役職員が株主コミュニティに参加して企業を応援しているケースが多い

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.